

議事日程（開会日） 令和4年6月7日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
(木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 5 議案第25号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第1号)
について
- 日程第 6 議案第26号 木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第27号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第 8 議案第28号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第29号 木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機
改築工事委託に関する協定の締結について
- 日程第10 報告第 1号 令和4年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに
令和3年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告
について
- 日程第11 報告第 2号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計
算書の報告について
- 日程第12 報告第 3号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計繰
越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第13 報告第 4号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰
越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第14 報告第 5号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算繰越計算
書の報告について
- 日程第15 同意第 2号 木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求
めることについて

本会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

1番 後藤紀子君

2番 古村護君

3番 鎌田 鷹介 君
6番 伊藤 守 君
8番 三輪 一雅 君

5番 加藤 真人 君
7番 服部 芙二夫 君
9番 伊藤 好博 君

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長 加藤 隆 君
教 育 長 山北 哲 君
危機管理課長 伊藤 雅人 君
産業課長 多賀 達人 君
住民課長 伊藤 正典 君
税務課長 中山 重徳 君

副 町 長 森 清 秀 君
総務政策課長 小島 裕紹 君
会計管理者 山田 克己 君
建設課長 黒田 良人 君
福祉健康課長 松本 大 君
教育課長 黒田 和弘 君

事務局出席職員

事務局長 藤井 光利

議会事務局 渡辺 千智

○議長（服部英二夫君） 皆様おはようございます。

本日、令和4年第2回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、諸般何かとご多用のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

また加藤町長をはじめ執行部の皆様におかれましても、ご出席をいただきありがとうございます。

今期定例会に提出されております議案につきましては、執行部提出議案12件でございます。

いずれも重要な案件が提出されており、その詳細については、後ほど執行部より説明がなされると存じますが、議員の皆様方におかれましては、住民の負託にこたえるべく、十分にご審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。

また議会運営には格段のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので会議は成立します。

それでは、ただ今より、令和4年第2回木曾岬町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のタブレットご覧の通りの日程です。

日程第1 会議録署名議員について

○議長（服部英二夫君） 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名します。

3番議席鎌田鷹介君、6番議席伊藤守議員のご両名を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（服部英二夫君） 次に日程第2「会期の決定について」を議題とします。

去る6月1日、議会運営委員会が開かれ、今期定例会の議会運営などについて、ご審査をいただいておりますので、議会運営委員長より、委員会の審査経過報告をお願いします。

○8番（三輪一雅君）議長、8番。

○議長（服部英二夫君）8番議席 三輪一雅委員長。

○8番（三輪一雅君）皆様、おはようございます。

議会運営委員会のご報告をさせていただきます。

去る6月1日午前9時より、議会運営委員会を開催し、委員4名全員の出席をいただくとともに、地方自治法の規定に基づき、議長の出席を求め、執行部より町長担当課長の出席のもと、令和4年第2回木曾岬町議会定例会における日程及び付議事件等について協議いたしましたので、その審査経過と結果をご報告いたします。委員会ではまず、加藤町長より、今期定例

会に向けての挨拶と提出される議案の大綱について説明を受け、次に、担当課長より、その議案の概要説明を受けて審査に入りました。説明を受けました議案の内容は割愛させていただきますが、本定例会初日に提出されます議案は、一般会計の補正予算案 1 件、条例の一部改正案 3 件の内、1 件は専決処分事項の承認案件、協議案 1 件、協定の締結案 1 件、報告案件 5 件、同意案件 1 件合わせて 12 件であります。

これらの議案について、十分に内容を審査した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識いたしまして、全てを今期定例会で審議する議案として承認いたしました。

次に、「本定例会の会期日程について」の審査では、先ほど申しました審議議案の状況を考慮し、本会議で議案を審議するものとして、「会期」については、本日 7 日から 17 日までの 11 日間とし、十分な審議を尽くしていただくことで承認をいたしました。

次に本定例会の議事日程でございますが、本日の日程は、この後加藤町長より行政報告を行っていただくこととしております。

この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、最初に「承認第 1 号」を上程し、町長より提案理由の説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑、討論、採決を行っていただくこととします。

次に「議案第 25 号」から「議案第 29 号」の 5 議案を一括上程していただきます。この上程しました 5 議案について、加藤町長に提案理由説明を求め、続いて、担当課長から詳細な説明を行っていただきます。

続いて、「報告第 1 号」から「報告第 5 号」までの 5 議案を一括上程し、町長より上程議案の提案理由説明を受け、担当課長より詳細な説明を行っていただきます。

次に、「同意第 2 号」を上程し、町長より提案理由の説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、この後、この議案は人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決を行っていただくこととしております。

以上をもって、令和 4 年第 2 回定例会の初日は散会とさせていただきます。

なお、本定例会での議案等の審議については、委員会付託を省略して、本会議で審議すべきとなりました。

次に、定例会は 6 月 15 日午前 9 時より再開していただき、最初に一般質問を行っていただきます。

一般質問の通告は、4 名の方が通告されており、この一般質問の取り扱いを審査しましたところ、それぞれ受付順に質問し、答弁をいただくこととしましたので、よろしく願いいたします。なお、発言は、町議会関係例規に基づいて行っていただきます。

この一般質問を終えた後、「議案第 25 号」から「議案第 29 号」までの 5 議案を一括上程し、

それぞれの議案に対する質疑を個別に行っていただきます。続いて、「報告第1号」から「報告第5号」までの5議案を一括上程し、個別に質疑を行っていただきまして、議会への報告は終了といたします。

以上をもって、15日の本会議は散会とさせていただきます。

次に、定例会最終日は6月17日午前9時より再開し、「議案第25号」から「議案第29号」までの5議案を一括上程し、討論を行っていただきます。

なお、議案に対する討論は一括討論とさせていただきますが、議案採決については、それぞれ1議案ごとに行っていただきます。

以上の審議の終了をもって「閉会宣告」をしていただき、令和4年第2回定例会は閉会とさせていただきます。

以上、議会運営委員会の審議結果報告とさせていただきます。

令和4年6月7日、議会運営委員会委員長、三輪 一雅。

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、当日の審査ご苦労さまでした。

ここで皆様にお諮りします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日6月7日から6月17日までの11日間とする旨のご報告がございました。

よって、今期定例会の会期は、委員長報告の通り、本日から、6月17日までの11日間としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声あり>

○議長（服部英二夫君）「異議なし」と認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から6月17日までの11日間と決定しました。

日程第3 行政報告について

○議長（服部英二夫君）次に日程第3「行政報告について」を議題とします。

加藤町長より、「行政報告」をお願いします。

○町長（加藤隆君）議長。

○議長（服部英二夫君）はい、加藤町長。

○町長（加藤隆君）改めておはようございます。

昨日は、梅雨入りを思わせるようなお天気でしたけれども、今日は一転して、新緑のさわやかな朝を迎えたところでございます。

本日は、令和4年第2回の本曾岬町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆さん方には早朝からご参集を賜り、誠にありがとうございます。

今期定例会に上程をいただきます議案は、一般会計補正予算案、条例の一部改正案など、いずれも重要な案件ばかりでございます。

何卒慎重審議を賜りますよう、お願いいたします。

それでは早速でございますが、ただいま議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

先ずは、予てから町議会の皆さん方と調整をして参りましたタブレット端末導入によるペーパーレス会議、町議会としては先般、6月1日の議会運営委員会から導入をされましたが、本日本令和4年第2回の本曾岬町議会定例会開会日が、本格的なスタートになったと思います。執行部では、職員による庁内会議等において暫時、タブレット端末の活用を始めておるところでございますが、町政の推進にあたって常に行政と議会が両輪のごとく切磋琢磨し、町民の皆さんの負託に応えていかなければならないと改めて感じている次第でございます。

それでは、3年目になります新型コロナウイルスの感染症についてから、報告をさせていただきます。今年に入ってオミクロン株に置き換わって、感染力が強く爆発的に感染者が拡大をし、当町においても陽性者が急増いたしました。感染率が県下29市町中、最も高くなり自宅療養者が最も多い日で69名となりましたが、重症化する感染者が少ないなど、今回のオミクロン株による感染状況は、以前とは明らかに違ってきておりました。町民の皆さんのご理解やご協力のおかげで3月から4月にかけて減少し、大型連休を迎えましたが、コロナ禍になって初めて、制限のないゴールデンウィークを迎えました。今年の連休は、大勢の皆さん方が行楽などに出かけられて、各地で久しぶりににぎわいが見られました。ゆっくりと楽しまれた方々も多かったのではないかとおもうところでございます。連休明けに再び感染者が増えましたけれども、爆発的な拡大にはならず、それ以降は徐々に減少してきておるところでございます。

当初における6月6日現在の感染者の総数は、県外発表を含めて394名で、人口当たりの感染率は、県下29市町中で最も高くなっておりますが、自宅療養者は、6月6日現在、6名となっているところでございます。

一方、ワクチン接種については、3回目の接種者数は、6月の3日現在4,392名で、接種率は70.9%となっております。

また、4回目接種につきましては、5ヶ月以上経過した60歳以上の方と、18歳以上59歳以下の基礎疾患等重症化リスクの高い方を対象とする接種計画を策定いたしまして、この7月の1日から接種を開始する予定で進めているところでございます。

今後も感染防止対策を徹底するとともに、迅速かつ適切な実施体制の確保などを、町民の皆様が安心して暮らしていただけるように、万全を期して参りたいと考えておるところでございます。何卒ご理解ご協力を賜りたいと考えているところでございます。

今日まで2年以上にわたって町の会議や或いは行事イベントをはじめ、皆さん方の団体や自治会での活動も自粛や中止が続きました。最近の感染状況は徐々に減少傾向にありますが、コロナ禍はまだしばらくは収まる気配もありません。これからの状況にもよりますが、今後は感染防止や新しい生活様式など取り入れ、皆様のご理解やご協力をいただきながら、1日も早く、皆さんが明るく楽しく元気で活力のある日常を取り戻していただけるように、コロナ禍を乗り越えて、それぞれの行事やイベントや活動などが安全に安心して開催できるように、町としても工夫をしながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、去る4月24日に開催されました一見三重県知事さんと町長との円卓対話についてご報告をさせていただきます。鈴木前知事の時代にはご存知のように「一対一対談」として開催して参りましたが、昨年就任されました一見勝之知事さんは、「対話」ということを重要視され、「円卓対話」と銘打って、「知事と町長との円卓対話」並びに「知事と県民との円卓対話」の2本立てで企画されたものでございます。一見知事就任後、初めての機会でもあり、木曾岬町ならではの対話のテーマと開催場所を考えまして、木曾岬町はご案内のように愛知県との県境地にある町として、様々な課題があり、その象徴的な木曾岬干拓地で、株式会社 ESR さんという大型物流施設が竣工を迎える絶好のタイミングであることから、知事との対話の会場として株式会社 ESR さんの施設を提供していただき、木曾岬干拓地をはじめ、県境地に関わる様々な課題について、特に愛知県側との道路アクセスを主に安全で利便性の高い一体的な地域づくりを図り、木曾岬町の未来へつなぐ議論を深め、一見知事さんの方針を伺ったところでございます。円卓対話に先立って、県境・町境の決まっていない藤里港や名古屋第3環状線国道155号線と、県道バイパスなどそれぞれの現場を視察していただき、その後に木曾岬干拓地に完成した ESR の4階ラウンジで、知事と町長との円卓対話に臨んだところでございます。対話では、テーマとする「県境の町きそさき」のそれぞれの課題について、4階ラウンジからまさに一望しながら、意見交換をさせていただきました。

鍋田川右岸堤防や下水門の耐震工事の推進や、県境・町境問題など、県境地の町が抱える多くの課題を初め、木曾岬干拓地の堤防の補強や、アクセス道路の早期実現などと、今後の土地利用計画など、木曾岬干拓地について議論を交わし、特に本町は、名古屋港に隣接をいたしておりまして、近年町道における通過車両が急増をしており、さらに今後、木曾岬干拓地からの通過車両が予想されますことから、県道バイパスの整備の促進と、愛知県側の名古屋第3環状線155号線など、南北軸の道路と、本町から愛知県側へアクセスする東西軸の道路など、その主要道路の整備について、一見知事さんの方針を伺い意見交換をさせていただきました。限られた時間でしたが、一見知事さんには、木曾岬町が抱える「県境地の町」の課題について理解を深めていただくことができ、有意義な知事との円卓対話であったと思っております。そのあ

と、木曾岬町どてカボチャ愛好会の皆さんと一見知事さんとの円卓対話が開催され、当日は町議会の皆さん方にも傍聴いただき、対話が終了後、ESRの最新鋭で超大型の物流施設を見学いただいたところでございます。ESRは、5月の1日に操業が開始されましたが、当町へ避難施設としての協力や地域との交流など、いわゆる地域貢献を考えておられ、当町としても今後の展開に期待をいたしているところでございます。

それから次に、去る6月の1日に開催されました国土交通省木曾川下流河川事務所との、事業調整連絡会議についてご報告をさせていただきます。

この会議は、木曾川下流河川事務所と木曾岬町、双方が当該年度におけるそれぞれの事業をお互いに把握すること及び、現在、抱えている課題について要望をし、回答を求めていくことで、お互いの抱える課題を共通認識していくことで連携強化を図っていくということを、目的に毎年開催している会議でございます。本町からは、令和4年度の主要事業について紹介をさせていただくとともに、木曾川左岸堤防の耐震対策や、堤防からの浸透水対策、或いは木曾岬干拓地河川堤防の河川整備計画への位置付けについての要望や、河川防災ステーションの沈下に伴う周辺水路への対応など、4つの項目について要望をさせていただき、意見交換をいたしました。中でも、その木曾川左岸堤防の耐震工事や、木曾岬干拓地河川堤防の河川整備計画への位置付けなどについては、一見知事さんとの円卓対話の機会にも課題として取り上げ、要望をいたしております。当町の防災対策において、とりわけ町を守る河川堤防の耐震補強は最優先課題であり、国への提言活動としては、それぞれの期成同盟会がございしますが、その期成同盟会として国土交通省や財務省へ夏と秋の2回要望活動を続けているところでございます。

しかしコロナ禍以降、各省庁とも制約がございしますが、今年は特にそういった夏の要望とは別に、国会議員の先生方、或いは国交省や内閣府へ、町独自に提言活動に力を入れていきたいと考えているところでございます。

以上のことを申し上げまして、今期定例会にあたっての行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（服部英二夫君）加藤町長の「行政報告」が終わりました。

日程第4 専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（服部英二夫君）次に、日程第4 承認第1号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について）」を上程し、これを議題とします。

ここで、加藤町長に、提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤隆君）議長。

○議長（服部英二夫君）はい、加藤町長。

○町長（加藤隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程 4 承認第 1 号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例の一部を改正する条例を制定について）」の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和 4 年 3 月 31 日に公布され、同年の 4 月 1 日に施行されることにより、木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分をいたしましたので、その承認を求めるものでございます。

その主な改正内容は、土地に係る固定資産税等の負担調整措置のほか、地方決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」の見直しを行ったものでございます。

なお、この詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、十分にご審議をしていただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○税務課長（中山重徳君） それでは承認第 1 号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について）」の説明をさせていただきます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙の通り専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

下段提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、早急に木曾岬町税条例の一部を改正する必要が生じ、令和 4 年 3 月 31 日に専決処分をしたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

条例の説明に当たりましては、新旧対照表を用いて説明させていただきます。

今回の条例は、法律の改正に合わせて改正するもので、改正部分は、新旧対照表の下線部で示しております。

それでは、新旧対照表、第 34 条の 7 でございます。

本件規定は、寄付金税額控除にあたり、特例民法法人については、公益社団法人等へ移行するまでの間、税額控除の対象法人とする経過措置の終了に伴い、対象法人から除外するための改正でございます。

続いて 48 条でございます。

本件規定は地方税法の改正により生じた項ずれを反映するための改正でございます。

次に、73 条の 2 でございます。

本件規定は、固定資産課税台帳の閲覧に当たり、DV と被害者等との住所に代わる事項を記載

したものを閲覧に供することができるのと改正されたことに伴う改正でございます。

続いて、73条の3でございます。

本件規定は、固定資産課税台帳の記載事項の証明書交付に当たり、先ほどと同様の措置をしたものを交付することができるのと改正されたことに伴う改正でございます。

次に、附則第10条の2でございます。

本件規定は、下水道除外施設に係る課税標準の割合の変更のほか、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の割合を定める規定の新設、その他法附則の改正により生じた項ずれを反映させるための改正でございます。

附則第10条の3でございます。

本件規定は、省エネ改修が行われた既存住宅に係る固定資産税の減免措置が拡充されたことに伴う改正でございます。

次に、附則第12条でございます。

本件規定は、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の5%から2.5%とする改正でございます。

次に改正本文に戻りまして2ページをご覧ください。

附則といたしまして、本改正条例の施行規則につきましては、第1条で令和4年4月1日としておりますが、第2条において、固定資産税の経過措置に関する定めをしております。

また、参考に今回の条例改正部分を一覧にした補足資料を添付しておりますので、後刻お目通しください。

以上で承認第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の説明を終わります。

○議長（服部英二夫君）はい、事務当局の詳細説明が終わりました。

承認第1号について、ご質疑があります方はご発言ください。

ご質疑ございませんか。

<暫くして>

○議長（服部英二夫君）ご質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

<暫くして>

○議長（服部英二夫君）討論はないようですので、これにて討論を終結します。

これより上程されております議案の採決に入ります。

日程第4承認第1号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について）」は、原案の通り承認することに賛成の方はご起立を願います。

<賛成者起立>

○議長（服部美二夫君）ありがとうございます。起立全員です。

従って、承認第1号は原案の通り承認することに決定しました。

日程第 5 議案第25号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）
について

日程第 6 議案第26号 木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第27号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第28号 財産の取得について

日程第 9 議案第29号 木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機
改築工事委託に関する協定の締結について

○議長（服部美二夫君）続いて、日程第5 議案第25号「令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）について」から、日程第9 議案第29号「木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機改築工事委託に関する協定の締結について」は、の5議案を一括上程し、これを議題とします。上程しました会議、議件名を議会事務局長に朗読いただきます。

<職員朗読>

○議長（服部美二夫君）会議、議件名の朗読が終わりました。

ここで加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤隆君）議長。

○議長（服部美二夫君）はい。加藤町長。

○町長（加藤隆君）それでは、ただいま上程賜りました日程5 議案第25号から日程9 議案第29号までの5議案につきまして、その提案理由を申し上げます。

まず日程5 議案第25号「令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）について」でございますが、既決予算額の総額に、歳入歳出それぞれ1億4500万円を追加し、予算の総額を31億3500万円とするものでございます。

その補正の主な内容を申し上げますと、「総務費」では、わいわい市場交流拠点化事業を実施するための経費や、個人情報保護法の改正に伴う例規整備に要する経費を計上し、「民生費」では、令和4年度で実施することとなった「子育て世帯生活支援特別給付金」に要する経費や、令和3年度の同事業についての事務費及び事業費の返還金を計上するものでございます。

次に、「衛生費」では新たに位置付けられる新型コロナウイルスワクチンの4回目接種を実施するための経費を計上し、「農林水産業費」では、新たに採択された担い手確保経営強化支援事業及び、川先排水機場、源緑排水機場の遊水地の浚渫に要する経費を計上するものでござ

います。

次に、「土木費」では、町道西対海地・和泉線などの道路改良事業において、国庫補助額が確定したため、対象事業における事業費の見直しを行い、「教育費」では、町体育館の屋内・屋外トイレ及び小学校校庭の屋外トイレの改修に要する経費を計上するものでございます。

以上が歳出予算の主なものでございます。

これに対する歳入予算といたしましては、説明した事業に対する国・県の支出金や町債を計上しているほか、地方税法の特例措置に伴う地方税減収補填特例交付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを計上するものでございます。

次に、日程 6 議案 第 26 号「木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について」でありますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことにより、個人住民税における住宅ローン控除の適用期限の延長及び控除率の見直しのほか、上場株式会社等の配当に係る課税方式などが改正となったことから、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、日程 7 議案第 27 号「木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」でありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した被保険者等に対する特例による保険料の減免措置について、国による財政支援が令和 5 年 3 月 31 日まで延長されることが示されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、日程 8 議案第 28 号「財産の取得について」でありますが、去る 5 月の 19 日に一般競争入札に付した「小型動力ポンプ付普通積載車」の取得について、「地方自治法」及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に日程 9 議案第 29 号「木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機改築工事委託に関する協定の締結について」でありますが、当該施設内の長寿命化対策として、現在、1号脱水機のみで運用している脱水処理を2系統化するための工事を、日本下水道事業団に委託するため、当事業団との協定を締結しようとするものでございます。

以上、上程を賜りました 5 議案の提案理由説明とさせていただきます。

なお詳細につきましては、この後それぞれ担当課長から説明をさせていただきますので、十分にご審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（服部英二夫君）加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君）議長。

○議長（服部英二夫君）はい。小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君）はい。それでは議案第 25 号「令和 4 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 1 号）について」説明を申し上げます。

令和 4 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 1 号）第 1 号は次に定めるところによるというものでございます。

第 1 条第 1 項では、既決予算額に歳入歳出それぞれ 1 億 4500 万円を追加いたしまして、予算の総額を 31 億 3500 万円とするものでございます。

第 2 項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第 1 表歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

第 2 条では、地方債の変更を第 2 表、地方債補正に定めるというものでございます。

それでは次に、令和 4 年度 6 月補正予算の予算事業概要書によって説明の方をさせていただきます。

このたびの補正予算につきましては、地方特例交付金や地方創生臨時交付金、或いは子育て世帯への臨時特別給付金や、ワクチン接種対策補助金など、新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種交付金を初め、国・県支出金、町債などの歳入の増並びに、これら交付金などを財源といたします事業に関する経費や、当初予算編成後の重要性、緊急性の高い経費についてそれぞれ所要の額を追加計上しているものでございます。

今回補正をお願いしようとする会計は、一般会計のみとなっております、その補正額は 1 億 4500 万円を追加いたしまして、補正後の額を 31 億 3500 万円とするものでございます。

なおこれによりまして、特別会計、水道事業会計を含む全 8 会計での補正後の予算額は、53 億 8347 万円という風になります。

この資料には、一般会計補正予算の内容について、歳入歳出それぞれの要点を記載させていただいております。

まず初めに、歳入の要点についてでございますが、このたびの補正では、6 つの款においてそれぞれ所要の補正を行っており、地方特例交付金におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった固定資産税を補填するための、地方税減収補填特別交付金を増額しているものでございます。

続く国庫支出金では、地方創生臨時交付金、子育て世帯への臨時特別給付金、ワクチン接種対策費など、本年度追加交付となりました新型コロナウイルス感染症対策関連の交付金を増額しているほか、道路事業等におきまして、交付額の内示があったことに伴いまして、社会資本整備総合交付金を増額いたしているものでございます。

また、県支出金では、新たに担い手確保・経営強化支援事業費補助金が交付されることになったことなどから、農林水産費県補助金を増額としているものでございます。

続く繰入金では、交付金や国県支出金の増額に伴いまして、財政調整基金からの繰入金を減額とし、続く諸収入では、わいわい市場開催に係るイベント活動推進補助金や、西対海地・和泉線道路改良工事に係る役場北側車庫改修工事の補償費の確定などによりまして、増額としているものでございます。

最後6つ目の町債では、三重県より湛水防除事業及び排水施設整備事業におきまして、記載のメニューを変更するよう指示があったことに伴いまして、それぞれ所要の補正を行っているものでございます。以上が歳入の主な内容となります。

次に歳出の要点についてでございます。

歳出では7つの款におきましてそれぞれ所要の補正を行っておりまして、本資料ではそれらの概要について記載をさせていただいております。

これらの詳細につきましては、この後担当課ごとに説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに総務政策課の関連からご説明をさせていただきます。

事業名は、庁舎等施設維持管理経費ということになります。

補正予算額は0円で財源内訳の変更を行っているものでございます。

先ほどの説明でもさせていただいた通り、西対海地・和泉線道路改良工事に係る役場北側車庫改修工事の補償費が確定したことに伴いまして、70万6,000円を、一般財源からその他財源に変更しているものでございます。

続きまして事業名がまちひとしごと創生事業費、補正予算額は200万円の追加でございます。

先の全協でも、令和4年度に行う具体的な施策の1つとしてご紹介をさせていただきましたが、第二期総合戦略に掲げる基本目標1「わいわいするから人が集まる」の1つ目の施策、わいわい市場交流拠点化事業に対しまして、桑名三重信用金庫のくわしん福祉文化協力基金から、100万円の助成を受けることが決定したことに伴いまして、わいわい市場を実施するための費用を、200万円を計上しているものでございます。以上でございます。

○福祉健康課長（松本大君）福祉健康課所管部分について説明をさせていただきます。

事業名 社会福祉施設費、補正予算額20万9,000円でございます。

補正理由でございますが、ふれあいの里施設の高圧受変電設備の点検結果により、装置の異常が確認され、一部の装置について取りかえる必要があると指摘を受けたために、取替工事に要する費用を追加補正させていただくものでございます。

事業名、児童福祉事業、補正予算額82万2,000円でございます。

補正理由でございますが、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（住民税非課税世帯等の給付金）の年度終了実績報告に伴い、実績額を上回って交付された事務費の返還に

要する費用を追加補正させていただくものでございます。

事業名 児童手当及び子ども手当事業、補正予算額 762 万 5,000 円でございます。補正理由でございますが、令和 3 年度に実施しました子育て世帯を対象とした各種給付金の実績報告に伴い、超過交付分の返還に要する費用及び、今年度を実施する子育て世帯生活支援特別給付金としまして、2 人親の住民税非課税世帯への給付金に要する費用を、追加補正させていただくものでございます。

事業名 予防費、補正予算額 67 万 3,000 円でございます。

補正理由でございますが、風疹の第 5 期定期接種に係る委託料及び 3 年間の期間延長に伴う風疹クーポン券再発行に要する費用を追加補正させていただくものでございます。

事業名 新型コロナウイルスワクチン事業、補正予算額 1800 万円でございます。

補正理由でございますが、新型コロナウイルスワクチン、4 回目接種の実施に要する費用を追加補正させていただくものでございます。説明は以上です。

○産業課長（多賀達人君）産業課所管部分の説明をさせていただきます。

事業名 農業委員会費、補正要求額 23 万 5,000 円でございます。

この予算は、担い手への農地の集積集約化、遊休農地の発生防止、中間管理事業の促進などの現場活動や、農地法に基づく売買、貸し借り、農地転用などの許認可等の法令業務及び現地確認を行う農業委員会の運営経費を計上しているもので、今後、農業者の高齢化や人口減少が本格化する中、農地の集約化等を加速化するため、推進委員がタブレットを活用し、移行等の情報迅速かつ効率的に収集することができるよう、農業委員会サポートシステムと連携したタブレットの積極的な活用が国の方から示されたことから、端末 3 台分の購入費を初め、端末を使用するための経費として通信費やシステム利用料などを計上するものでございます。

また端末購入費につきましては、推進委員の定数の 2 分の 1 の端末台数分が農業委員会交付金の対象とされたことから、特定財源も合わせて増額補正するものでございます。

次に、事業名 農業振興費、補正要求額 696 万 9,000 円でございます。

この予算は、持続可能な農業に取り組む農業者団体の活動を支援する各種団体等への補助金や、地域農業再生協議会と連携し、需要に応じた米の生産等の推進に要する事務的経費の補助金である経営所得安定対策等推進事業補助金を計上しているもので、国が令和 3 年度より進めています国への各種申請手続きを、インターネットを利用して電子的に手続きを行うための、eMAFF 導入に伴う、経費で経営所得安定対策等推進事業補助金を特定財源としているものでございますが、この経営所得安定対策等推進事業補助金について、令和 4 年 3 月に割り当て内示があったことから、歳入歳出ともに増額補正するものでございます。

また、農産物の輸出に向けた取り組みなど、意欲的な取り組みにより、農業経営の発展を図

ろうとする担い手に対し、必要な農業機械等の導入費の2分の1が補助される「担い手確保経営強化支援事業補助金」について、令和4年4月に採択されたことから、歳入歳出ともに計上するものでございます。

次に、事業名 有害鳥獣等対策事業費補正要求額3万6,000円でございます。

この予算は、野生獣等による農作物への被害軽減を図るため、狩猟免許所持者による捕獲駆除を行うための経費を計上しているものでございますが、狩猟免許所持者の人事異動に伴い、新たに免許を取得する必要が生じたことから、免許取得のための講習会受講料や、免許申請費用などを計上するものでございます。

次に、事業名、農地総務費、補正要求額25万3,000円でございます。

この予算は、農地行政全般に係る経費を計上しているものでございますが、平成2年度に、農村総合整備モデル事業で中央農村公園内に整備しました東屋が老朽化により、倒壊の恐れがあることから解体するための費用を計上しているものでございます。

次に、事業名 湛水防除費、補正要求額6065万円でございます。

この予算は、農作物の湛水被害を防止するための県営湛水防除事業に要する経費や、町内排水機場の適正な維持管理に要する経費を計上しているもので、県単配水施設整備事業負担金は、令和3年度より進めております県単土地改良施設緊急浚渫事業において、川先排水機場と源緑排水機場の遊水地浚渫が、令和4年4月に割り当て内示があったことから、この事業に係る町負担金を計上するもので、負担率は、県85%町15%となっているものでございます。

また、経営湛水防除事業負担金の木曾岬2期地区では、川先排水機場工事の町負担分で、令和4年4月に割り当て内示があったことから、減額補正するもので、負担率は国50、県40、町10%となっているものでございます。

なお、どちらの事業負担金も地方債を特定財源としており、浚渫事業は、70%が交付税措置され、2期地区事業では20%が交付税措置されるものでございます。

産業課所管部分の説明は以上となります。

○建設課（黒田良人君）はい。それでは建設課所管分についてご説明させていただきます。

建設課所管分につきましては道路事業におきまして、国の補助事業における交付額の決定がなされたことからそれに伴い補正を行うものでございます。

まず、道路橋梁維持費でございますが、166万4,000円を減額するものでございます。

橋梁長寿命化事業に係る国庫補助額が当初見込みを下回ったため減額補正を行うものでございます。

当初予算におきまして2橋分の橋梁修繕工事費を見込んでおりましたが、今回の交付決定に伴い1橋分の橋梁修繕工事を実施するものでございます。

次、道路新設改良費でございますが、2240万6,000円を増額するものでございます。これも道路改良事業に係る国庫補助額が当初見込みを上回ったということで増額補正を行うものでございます。

まず、町道西対海地・和泉線におきましては、当初見込みよりも増額となる交付決定がなされました。これにより、事業完了にかかる予算が確保できたことから、今年度末の供用開始を目標に工事を進めていく予定でございます。

また、この西対海地・和泉線におきましては、役場所有の倉庫の一部が支障であることから取り壊しにおける建物補償費を、当初予算でも200万円と計上していたところですが、補償調査の最終的な結果が確定したことに伴い70万7,000円増、270万7,000円とするものでございます。

一方、町道外平喜小学校線では、当初予算で2200万円を計上しておりましたが、国の予算決定額が当初見込みを下回り、400万円減となったものでございます。

当初では工事延長100m程度と見込んでおりましたが、この減額に伴い75m程度の施工延長となる見込みでございます。建設課所管分については以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君）危機管理課所管分になります。

事業名、高度情報処理対策費では561万円を増額するものでございます。

令和3年5月19日に個人情報保護法が改正されたことにより、地方公共団体においては、個人情報保護条例や関係する内規等の改廃整備を行い、令和5年4月に施行する必要があります。法改正に伴う条例や関係内規等の改廃整備に関する正式なガイドラインが令和4年4月に公表され、その内容からは、改廃整備には全庁的な対応が必要となり、業務量が膨大であること、また専門性が求められることから、例規整備支援等業務委託を実施するものでございます。

事業名、消防施設経費では、防火水槽撤去工事におきまして、当初は水道事業会計への負担金で計上しておりましたが、発注方式を見直し、68万2,000円を工事請負費へ、予算計上科目を変更するものでございます。

危機管理課からは以上でございます。

○教育課長（黒田和弘君）続きまして、教育委員会所管部分をご説明させていただきます。

事業名、町体育館経費で、補正予算額1260万円を追加するものでございます。

先の全員協議会でもご説明をさせていただきました町体育館の屋内トイレと、駐車場のトイレの改修工事にかかる費用でございます。

同様に、次ページ小学校費の事業名 学校維持管理経費では、910万円を追加するものでございます。小学校の屋外トイレの改修工事にかかる経費でございます。なお、これらの改修にかかる費用につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とするも

のでございます。

以上が議案第 25 号「令和 4 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 1 号）」のご説明でございます。

○**税務課長（中山重徳君）** それでは議案第 26 号「木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について」説明させていただきます。

木曾岬町税条例等の一部を改正する条例を、別紙の通り制定しようとするものでございます。

下段提案理由でございますが、地方税法の改正に伴い、個人住民税について住宅ローン控除の見直し、合計所得に係る規定の整備及び上場株式等の配当に係る課税方式の変更並びに固定資産税に係る登記所から市町村への通知事項の拡大に伴う改正等に伴い、所要の改正をする必要があるため、木曾岬町税条例の一部を改正するについては、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経る必要があることから、この議案を提出するものでございます。

条例の説明に当たりましては、新旧対照表を用いて説明させていただきます。

今回の改正は、法律の改正に合わせて、改正するもので、改正部分は、新旧対照表の下線部分で示しております。

まずは、第 1 条関係の、第 18 条の 4 でございます。

本件規定は、納税証明書の交付において、DV 被害者等の住所にかわる事項を記載したものを交付した場合における手数料について明確化するための改正でございます。

続いて、第 33 条でございます。

本件規定は、確定申告をする場合、これまで所得税と住民税において異なる課税方式の選択が可能となっておりますが、今後は確定申告に記載の課税方式に合わせるという改正でございます。

続いて、34 条の 9 でございます。

本件規定は、個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を、所得税と一致させるという改正でございます。

次に 36 条の 2 でございます。

本件規定は、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定が改正されたこと及び地方税法施行規則の改正に伴い、引用する部分の項ずれを解消するための改正でございます。

次に 36 条の 3 でございます。

本件規定は地方税法の改正に合わせ、当該条例の字句を改正するものでございます。

次に、36 条の 3 の 2 でございます。

本件規定は、給与支払者に提出する扶養親族報告書に記載すべき項目について、配偶者控除等の対象に、退職手当等がある場合、その旨を記載することとする改正でございます。

次に 36 条の 3 の 3 でございます。

本件規定は、公的年金等支払者に提出する扶養親族報告書に記載すべき項目について、その対象者を、控除対象扶養親族の内、退職所得等を有しないものは除くこととする改正でございます。

次に、53 条の 7 でございます。

本件規定は地方税法の改正に伴い、様式が追加されたことに伴う改正でございます。

続いて 73 条の 2 でございます。

本件規定は、固定資産課税台帳の閲覧において、DV 被害者等の住所に代わる事項を記載したものを閲覧に寄与した場合における手数料について、明確化するための改正でございます。

次に、73 条の 3 でございます。

本件規定は、固定資産課税台帳の交付において、DV 被害者等の住所に代わる事項を記載したものを交付した場合における手数料について明確化するための改正でございます。

次に、附則第 7 条の 3 の 2 でございます。

本件規定は、地方税法付則第 5 条の 4 において、住宅借入金等特別税額控除の適用期間が令和 20 年度まで延長されたことに伴う改正でございます。

次に附則 16 条 3 でございます。

本件規定は、確定申告をする際の特定上場株式等の配当等に係る課税方式に関する規定ですが、第 33 条の改正同様これまで所得税と住民税において異なる課税方式の選択が可能でありましたが、今後は、確定申告の記載の課税方式に合わせるという改正でございます。

次に附則 17 条の 2 でございます。

本件規定は、引用する租税特別措置法が改正されたことに伴う改正でございます。

次に、附則第 20 条の 2 でございます。

本件規定は、確定申告をする際の、特例適用利子等、及び特例適用配当等に係る課税方式に関する規定ですが、第 33 条の改正同様、これまで所得税と住民税において異なる、課税方式の選択が可能でありましたが、今後は確定申告記載の課税方式に合わせるという改正でございます。

続いて附則第 20 条の 3 でございます。

本件規定は、条約適用利子等々の条約適用配当等に関するものですが、こちらは先ほどご説明した附則第 20 条の 2 と同趣旨の改正でございます。

次に、附則第 26 条でございます。

本件規定は、附則第 7 条の 3 の 2 の改正により、住宅借入金と特別税額控除の適用期間が、令和 20 年度まで延長されることに伴い、当該附則について削除するものでございます。

続いて、第 2 条関係です。

第 36 条の 3 の 3 の改正規定ですが、本件規定は本条例の施行日である令和 6 年 1 月 1 日より前に、所得税法の改正がなされることに伴い、第 1 条に規定する第 36 条の 3 の 3 の施行日である令和 5 年 1 月 1 日以降に行われる改正で、その内容は、条例第 36 条の 3 の 3 と同様、公的年金等支払者に提出する扶養親族報告書に記載すべき項目について改正しようとするものでございます。

本文に戻りまして 4 ページをご覧ください。

附則といたしまして、本改正条例の施行期日につきましては、第 1 条で、令和 5 年 1 月 1 日としておりますが、第 1 号に係るものは、令和 6 年 1 月 1 日、第 2 号に係るものは記載の、民法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の日でございます。

また、第 2 条から第 4 条までは、それぞれの経過措置に関し定めようとするものでございます。

また、参考に、今回の条例改正部分を一覧にした補足資料を添付しておりますので、後刻お目通しください。

以上で議案第 26 号木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

○住民課（伊藤正典君）はい。それでは議案第 27 号について説明をさせていただきます。

木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次の通り定めるものとする。

下段提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した被保険者等に対する保険料の減免措置を延長するため、本条例を改正するものである。

木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正するについては、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。改正内容につきましては、新旧対照表において、説明をさせていただきます。

このたびの条例改正につきましては、昨年 6 月議会においても可決をいただきました新型コロナウイルス感染症対策による減免の特例について、国による財政支援の延長が示されたものであります。減免に係る基準等は、昨年度と変更はございません。なお、国による財政支援は、減免の総額によって 10 分の 4 から 10 分の 10 相当額となっております。

改正部分でございます。

附則第 9 条は新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例についての条文となります。中段の下線部、改正後の対象となる保険料区分について、令和 4 年度、

令和3年度分相当分の保険料額であって、令和3年度末に資格を取得したこと等により、令和4年4月以降に、普通徴収の納期限が到来するものを含むに、1段落下の納期限を、令和4年4月1日から令和5年3月31日に、各々を改正するものでございます。

条例改正文に戻りまして、最下段附則でございます。

この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものでございます。

以上が、「木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」の説明でございます。よろしく願いいたします。

○危機管理課長（伊藤雅人君）続いて議案第28号「財産の取得について」でございます。

議案書でございますが、令和4年5月19日に一般競争入札に付した小型動力ポンプ付普通積載車について、下記の通り取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

下段提案理由といたしましては、小型動力ポンプ付普通積載車の取得については、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を経る必要があることから、この議案書を提出するというものでございます。

内容でございます。

1 取得する財産の名称は、他の動力ポンプ付普通積載車。2 契約の方法については、一般競争入札。3 契約金額は1452万円でございます。4 契約の相手方は、三重県四日市市中里町30番地の9。三重保安商事株式会社四日市支店支店長 土屋良二でございます。

なお参考までに議会の議決を要するまでの間、仮契約を締結いたしておりますので添付させていただきます。

議案第28号については以上でございます。

○建設課（黒田良人君）それでは議案第29号についてご説明させていただきます。

「木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機改築工事委託に関する協定の締結について」でございます。

当議案につきましては、第1回定例会におきましてご承認いただきました、脱水機の改築工事を実施するものでございまして、現在1系統の脱水処理を2系統化するものでございます。議案書に沿ってご説明させていただきます。

木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機改築工事委託について、下記の通り協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

下段の提案理由でございますが、木曾岬町公共下水道事業東部地区東部地区クリーンセンターの脱水機改築工事委託に関する協定の締結については、地方自治法及び議会の議決に付すべ

き契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を経る必要がある。
これが議案を提出する理由でございます。

次、中段の記以下でございます。

協定の内容でございますが、まず協定目的、木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機改築工事委託に関する協定。協定金額、1億5100万円。協定の相手方、日本下水道事業団でございます。

説明は以上でございます。

○議長（服部英二夫君）事務当局の各議案の詳細説明が終わりました。

ただいま上程しましたそれぞれの議案の質疑は6月15日に行います。

ここで暫時休憩といたします。

再開時間は10時25分といたします。

休憩 10時 07分

再開 10時 25分

○議長（服部英二夫君）それでは休憩を解き、本会議に戻します。

日程第10 報告第1号 令和4年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和3年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について

日程第11 報告第2号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第12 報告第3号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第13 報告第4号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第14 報告第5号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（服部英二夫君）続きまして、日程第10 報告第1号「令和4年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和3年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について」から、日程第14 報告第5号 「令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」の5議案を一括上程し、これを議題とします。上程しました会議、議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

<職員朗読>

○議長（服部英二夫君）はい。会議、議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤隆君）議長。

○議長（服部美二夫君）はい、加藤町長。

○町長（加藤隆君）それでは、ただいま上程を賜りました 日程 10 報告第 1 号から日程 14 報告第 5 号 までの報告事項 5 件につきまして、その提案理由を申し上げます。

まず日程 10 の報告第 1 号「令和 4 年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和 3 年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について」でございます。

第 106 回木曾岬町土地開発公社理事会において、令和 4 年度の事業計画及び会計予算が、令和 4 年 3 月の 10 日、書面決議により可決されました。

また、第 107 回の同理事会において、令和 3 年度の事業報告と会計決算が、令和 4 年 5 月 6 日、書面決議により承認がされております。

土地開発公社の事務は、公有地の拡大の推進に関する法律の規定により、毎事業年度の事業計画及び予算、資金計画を作成し、土地開発公社の設立団体長に、決算に係る財務諸表の提出が定められております。

これを受けて、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定によりまして、関係資料を添えて議会にご報告させていただくものでございます。

次に日程 11 報告第 2 号「令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」でございますが、令和 3 年度町一般会計補正予算（第 8 号）で繰越明許費の承認をいただきました「社会保障・税番号制度システム整備事業」から「町道道路改良工事」までの 6 つの事業において、繰り越した業務の内容が確定いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定によりまして、関係資料を添えて議会に報告をさせていただくものでございます。

次に日程 12 報告第 3 号「令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」でございますが、令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）で、繰越明許費の承認をいただきました「農業集落排水施設修繕工事」において、繰り越した業務の内容が確定しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定によりまして、関係資料を添えて議会に報告をさせていただくものでございます。

次に日程 13 報告第 4 号「令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」でございますが、令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）で、繰越明許費の承認をいただきました東部地区中継ポンプ修繕工事において、繰り越した業務の内容が確定しましたので、地方自治法施行令第 146 条

第 2 項の規定によりまして、関係資料を添えて議会に報告をさせていただくものでございます。

次に日程 14 報告第 5 号「令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算繰越計算書報告について」でございますが、令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計につきまして、「収益的支出」及び「資本的支出」において、繰り越した業務の内容が確定しましたので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、関係資料を添えて議会にご報告をさせていただくものでございます。

以上、上程を賜りました報告事項 5 件の提案理由説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から詳細に説明させていただきますので、何卒、十分なお審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫君）加藤町長の提案理由の説明が終わりました。

続いて、事務当局に詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君）議長。

○議長（服部英二夫君）はい。小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君）はい。それでは報告第 1 号「令和 4 年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和 3 年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について」でございます。

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定によりまして、令和 4 年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和 3 年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について別紙の通り報告をするというものでございます。

初めに、第 106 回木曾岬町土地開発公社理事会の資料でございます。

この理事会は本年 3 月 10 日付にて書面表決によりまして開催をされまして本日お示しする資料はその際の理事会の資料ということになります。令和 4 年度の事業計画についてでございますが、特段の事業計画はございません。

続きまして令和 4 年度の会計予算書でございます。

第 2 条において収入では第 2 款、事業外収益の 1,000 円、支出では、第 2 款の販売費及び一般会計管理費の 34 万 1,000 円を予定額と定めたものでございます。

続くページは収益的収入及び支出の明細でございます。

上段収入には事業外収益の預金利息 1 円を、また下段の支出では、開発公社の事務費といたしまして、委員報酬、消耗品、コピー代、郵送料、事業委託料、法人税等 34 万 1,000 円を計上しているものでございます。

次のページからは、こちらが資金計画について、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロ

一、それぞれ資料をつけさせていただいております。後刻ご確認をお願いいたします。

以上が第 106 回理事会で審議されました令和 4 年度事業計画と会計予算の報告についてということになります。

次に 107 回木曾岬町土地開発公社理事会の資料でございます。

本理事会におきましても、令和 4 年 5 月 6 日の日付をもちまして、書面表決により、理事会が開催されました。

この理事会では、令和 3 年度の決算がまとまりましたことから、令和 3 年度の事業報告、会計決算報告を行うとともに、決算で生じた未処分利益剰余金の処分案についてご審議をいただいたものでございます。

初めに議案第 1 号、「令和 3 年度事業報告について」は、こちらに記載をさせていただいております通り、令和 3 年における事業実施については特段の事業を行っていないということでご報告をさせていただきました。

また、令和 3 年の理事会での議決事項につきましては、今ご覧いただいているページの下段と、次ページ、こちらに記載の通りそれぞれ報告をさせていただいたものでございます。

次に議案第 2 号、「令和 3 年度会計決算報告」でございます。

令和 3 年度の収益的収入及び支出につきまして、こちらに記載の収入では、第 2 款事業外収益で、預金利息の収入 146 円となっております。

続く支出でございます。

2 款 1 項販売費及び一般管理費で、理事幹事会の経費や書類の印刷代等、合計で 13 万 6,741 円の支出となっております。

また次のページからは、資金運用表、損益計算書、貸借対照表、財産目録、キャッシュフロー計算書こういった諸表を添付させていただいておりますし、続く 16 ページでは、この会計決算に対する監事の監査意見書を添付させていただいております。

次に議案第 3 号「令和 3 年度未処分利益剰余金の処分案について」でございます。

当年度純損失 13 万 6,595 円を前年度剰余金残高 478 万 4,945 円で補填をいたしまして、翌年度の繰越金を 464 万 8,350 円とする処分案を示しているものでございます。

これら議案第 1 号から議案第 3 号までの書面表決書の審議経過につきましては、賛成多数によりまして可決いたしましたことをご報告させていただきます。

以上、報告第 1 号の説明とさせていただきます。

続きまして報告第 2 号「令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」でございます。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づきまして、令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町

一般会計繰越明許費繰越計算書別紙の通り報告するというものでございます。

令和3年度予算を令和4年度に執行するために、令和3年度の町一般会計補正予算第8号でご承認をいただきました繰越明許費の事業内容が確定いたしましたので、そこでご報告をさせていただきます。

今ご覧いただいておりますページが繰越計算書となっております。こちらの計算書では、2款総務費から7款土木費までの5つの款と、これに付随する5つの項における事業、5つの項における事業名、事業に関わる総金額、令和4年度への繰越額とその財源内訳を記載しております。記載の6つの事業に係る総額1億6295万7,000円の事業費に対しまして、1億4813万円を繰越額としているものを示しているものでございます。

こちらのページからは繰越計算書の明細書ということで、今のページが歳入、続きまして歳出それぞれを示しているものでございます。こちらに記載されております内容につきましては、補正予算の説明等の説明時の事項別明細書と同じものとなっておりますので、後刻ご確認をお願いいたします。

以上で報告第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○建設課（黒田良人君） それでは報告第3号「令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」ご説明させていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書を添付の通り報告するものでございます。

これは第1回定例会における令和3年度農業集落排水事業特別会計補正予算第1号にてご承認を受けた繰越明許費の事業の内容が確定したことに伴いご報告させていただきます。

次に、繰越計算書についてご説明させていただきます。

1款施設費、1項施設管理費、事業名農業集落排水施設修繕工事でございますが、中継ポンプ等の修繕、緊急修繕を行ったものでございまして、翌年度の繰越額は198万4,000円となりました。

次ページ以降繰越明細書につきましては、後程ご一読いただければと思います。

説明は以上でございます。

続きまして報告第4号でございます。

「令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について」でございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を添付の通り報告するものでございます。

これにおきましても第1回定例会における令和3年度公共下水道事業特別会計補正予算第2号にてご承認頂きました繰越明許費の事業内容が確定いたしましたので、ご報告するものでございます。1款施設費1項施設管理費事業名東部地区中継ポンプ修繕工事でございますが、これも中継ポンプの緊急修繕を行ったものでございます。

翌年度の繰越額は412万5,000円でございます。次ページ以降の繰越明細書については後程ご一読いただければと思います。

続きまして、報告第5号でございます。

「令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」でございます。

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算繰越計算書を、別紙の通り報告するものでございます。

この繰り越しにつきましては、木曾岬干拓地に設置しました新輪受水場に関わるものでございます。当受水場につきましては、4月1日から運用を開始したところでございますが、運用開始後に不要となった仮設配管の撤去等が必要となることから、当該部分について繰り越しを行ったものでございます。

繰越計算書でございますが、まず収益的支出における3款水道事業費用、2項営業外費用、事業名、受託工事費でございますが、これは新輪受水場を運用後の不要となる仮設管路の撤去を行うものでございまして、翌年度繰越額は447万5,465円でございます。

下の段、資本的支出における4款資本的支出、1項建設改良費、事業名、排水及び建設改良費でございますが、これは新輪受水場内において仮配管の撤去後の舗装などの場内整備を行うものでございまして、翌年度の繰越額は963万4,876円でございます。

説明は以上でございます。

○議長（服部英二夫君）はい。事務当局の詳細説明が終わりました。

各議案に関しての質疑は6月15日に行います。

日程第15 同意第2号 木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（服部英二夫君）続きまして、日程第15 同意第2号「木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を上程し、議題といたします。

加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤隆君）議長。

○議長（服部英二夫君）はい、加藤町長。

○町長（加藤隆君）それでは、ただいま上程賜りました日程15 同意第2号「木曾岬町固定資

産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の白木 悦樹氏が、令和4年6月18日をもって任期満了になりますので、引き続き委員に選任しようとするものでございます。

委員としてのこれまでの実績から、納税者の代表として、公正、中立的な立場から評価の適正を図る同委員として、ご活躍をいただけるものと思っておりますので、何卒ご同意いただきたく、お願い申し上げる次第でございます。

なお、詳細につきましては、後程担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（服部英二夫君）加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君）議長。

○議長（服部英二夫君）はい。小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君）それでは同意第2号「木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」でございます。

次のものを木曾岬町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるというものでございます。

下段提案理由でございます。木曾岬町固定資産評価審査委員会委員白木 悦樹氏は、令和4年6月18日付けで任期満了につき、引き続き固定資産評価審査委員に選任しようとする。これがこの議案を提出する理由であるというものでございます。

中段 記以降でございます。

住所 三重県桑名郡木曾岬町大字見入228番地、氏名 白木 悦樹氏でございます。

生年月日は昭和26年4月12日生まれということでございます。

この白木悦樹氏でございますが、同氏は平成28年6月19日に選任をしていただきましてこの度、6月18日をもって任期満了となります。

町長の提案理由にもありました通り、納税者の代表として公正中立的な立場から、評価の適正を図る同委員としてご活躍いただけるものと考えておりますので、引き続き委員に選任をさせていただきますようとするものでございます。

ご同意のほど、よろしくお願いたします。

○議長（服部英二夫君）はい。事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第2号についてご質疑あります方はご発言ください。ご質疑ございませんか。

<暫くして>

ご質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入るわけでございますが、ここで、お諮りいたします。

上程しております議案は、人事に関することでございます。

よって、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声あり＞

○議長（服部英二夫君）異議なしと認めます。

これより議案採決に入ります。

日程第 15 同意第 2 号「木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、原案に「同意」することに賛成の方は、ご起立を願います。

＜賛成者起立＞

ありがとうございます起立全員です。

従って同意第 2 号は、原案の通り、同意することに決定しました。

○議長（服部英二夫君）以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これにて散会といたします。

散会 午前 10 時 46 分

議員の皆様方には、慎重なご審議ありがとうございます。

また、加藤町長をはじめ執行部の方々には、詳細な説明をいただきありがとうございました。

なお、一般質問日は 6 月 15 日午前 9 時から再開されますので、ご出席を賜りますよう、お願い申し上げます。

皆様、大変ご苦労さまでした。